

防災地域建設委員会資料

1 条例案

- (1) 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例
[関係分]P 1
- (2) 島根県手数料条例の一部を改正する条例P 4

2 一般事件案

- (1) 県の行う建設事業に対する市町村の負担について
[関係分]P 5

3 予算案

- (1) 令和7年度土木部9月補正予算案についてP 6
 - ・道路の舗装・区画線・道路標示修繕事業（公共事業）P15

4 報告事項

- (1) 三瓶ダムの管理用水力発電設備の更新にかかる
民間活用についてP18
- (2) 第5回出雲空港利用者利便向上協議会
交通・駐車場部会の結果についてP20
- (3) 大規模下水道管路の全国特別重点調査の結果についてP24
- (4) 宍道湖流域下水道事業におけるウォーターPPP導入の
検討状況についてP25

令和7年10月1日・2日

土 木 部

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 (使用料・手数料の一斉見直し)

1. 改正の趣旨

第 2 期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 改正対象条例等

- (1) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例 【斐伊川神戸川対策課】
- (2) 島根県浜田ポートセンター条例 【港湾空港課】
- (3) 島根県立都市公園条例 【都市計画課】
- (4) 島根県手数料条例 【土木総務課、河川課、都市計画課、建築住宅課】
- (5) 都市計画法施行条例 【都市計画課】
- (6) 島根県屋外広告物条例 【都市計画課】
- (7) 島根県建築基準法施行条例 【建築住宅課】
- (8) 島根県立都市公園の知事が定める期間及び使用料の額（告示） 【都市計画課】

3. 主な改正項目

- (1) 使用料の額の見直し

- ・島根県さくらおろち湖自転車競技施設（2(1)関係）

区 分		単 位	改定前	改定後
会議室		9:00～13:00	660 円	720 円
外部電源		9:00～17:00	310 円	340 円

- ・島根県さくらおろち湖ローイング競技施設（2(1)関係）

区 分			単 位	改定前	改定後
艇保管庫	シングルスカル艇	使用期間 1 年	1 艇につき	6,070 円	6,670 円

- ・島根県浜田ポートセンター（2(2)関係）

区 分	単 位	改定前	改定後
事務室	1 月使用するにつき 1 m ² までごと	1,520 円	1,620 円

・島根県立都市公園の有料公園施設、附属設備及び附属器具の基準額※（2(3)関係）

区 分			単 位	改定前	改定後
野球場	入場料を徴収しない場合	生徒・児童が利用する場合	8:30～17:00	8,580 円	9,430 円
陸上競技場	入場料を徴収しない場合	生徒・児童が利用する場合	8:30～17:00	7,750 円	8,520 円
テニスコート	人工芝コート（専用利用の場合）	生徒・児童が利用する場合	8:30～17:00（1時間までごと）	270 円	290 円
メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツの場合	8:30～17:00	27,860 円	30,640 円
照明設備	野球場	職業野球団以外の場合	照度 1,500 ルクス（30 分につき）	7,570 円	8,320 円

※島根県立都市公園は、指定管理施設で利用料金制度を導入しており、指定管理者が上記基準額の±20%の範囲内で知事の承認を受けて料金を定めるため、実際の料金は上記基準額とは異なる場合がある。

・島根県立都市公園における行為（2(8)関係）

行 為		単 位	改定前	改定後
物の販売その他の営業行為	物品販売	1 日 1 人につき	500 円	550 円

(2) 手数料の額の見直し

項 目		改定前	改定後
建設業者証明手数料	2(4)関係	500 円	570 円
岩石採取計画認可手数料	2(4)関係	52,000 円	56,000 円
開発行為許可手数料（自己業務用 0.1ha 未満）	2(5)関係	13,600 円	16,100 円
建築等行為許可手数料（0.1ha 未満）	2(5)関係	7,270 円	7,720 円
屋外広告業登録手数料	2(6)関係	10,000 円	12,400 円
租税特別措置法関係手数料（新築住宅の床面積の合計が 100 m ² 以下の場合）	2(4)関係	6,210 円	6,670 円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料（新築一戸建ての住宅で確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合）	2(4)関係	12,000 円	12,700 円
都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料（一戸建ての住宅で誘導標準計算基準を用いて評価を行う床面積の合計が 200 m ² 未満のもの）	2(4)関係	34,000 円	36,100 円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料（非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う床面積の合計が 300 m ² 未満のもの）	2(4)関係	224,000 円	241,000 円
建築確認申請手数料（床面積の合計が 200 m ² 超～300 m ² 以内）	2(7)関係	26,900 円	28,900 円

(3) その他一斉見直しに伴って行う項目の新設及び廃止

ア 新設する使用料 5件

- ・島根県さくらおろち湖ローイング競技施設 (2(1)関係)

区 分		単 位	使用料
附属設備	携帯用トランシーバー	1セット4時間につき	120 円

- ・島根県立都市公園の有料公園施設の基準額※ (2(3)関係)

区 分		単 位	基準額
区画サイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	2,730 円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	1,360 円
フリーサイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	1,620 円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	810 円

※島根県立都市公園は、指定管理施設で利用料金制度を導入しており、指定管理者が上記基準額の±20%の範囲内で知事の承認を受けて料金を定めるため、実際の料金は上記基準額とは異なる場合がある。

イ 廃止する手数料 2件 (2(4)関係)

- ・浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料 (430 円/件)
- ・解体工事業者登録簿閲覧手数料 (430 円/件)

4. 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料)

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づき県が行う事務に係る手数料について、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

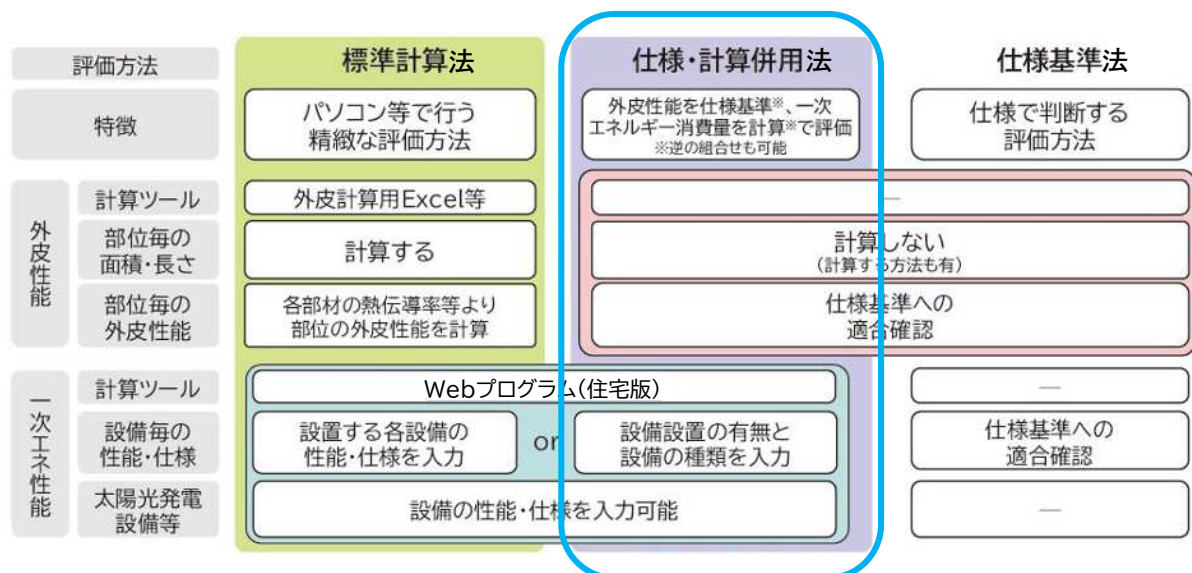
一戸建ての住宅の省エネ基準適合性判定における仕様・計算併用法※を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定

(別表64の5の項第1号イ(ウ) b)

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円	28,000円

※) 仕様・計算併用法

住宅における「外皮性能」及び「一次エネルギー消費性能」について、一方を標準計算により、もう一方を仕様基準により適合させる方法



3 施行期日

公布の日から施行する。

県の行う建設事業に対する市町村の負担について

令和7年度建設事業市町村負担金負担率一覧表

分類	予 算 主管課	事 業 名		市町村負担率 (事業費の内 事務費を除く)	前年度 からの 見直し の有無	根 拠 法 令
道 梁 路 事 業	道路維持課 道路建設課	県単道路整備事業		$\frac{1.5}{10}$	無	道路法(昭和27年法律第180号)第52条第1項
砂 防 事 業	砂防課	急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜 面	$\frac{1}{10}$	無	地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項 ※家屋半壊以上の被害があった場合
			その他	$\frac{2}{10}$	無	
		災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜 面	$\frac{1}{10} \left(\frac{0.5}{10} \right) ※$	無	
			その他	$\frac{2}{10} \left(\frac{1}{10} \right) ※$	無	
		県単急傾斜地 崩壊対策事業	通常	$\frac{1}{3}$	無	
			災害関連	$\frac{2}{10}$	無	
都 市 計 画 事 業	都市計画課	街路事業		$\frac{0.75}{10}$	無	
		県単街路事業		$\frac{1.5}{10}$	無	
		公園事業(施設)		$\frac{1}{10}$	無	
都 園 市 事 公 業						
下 水 道 事 業	下水道 推進課	下水道事業		地 方 $\frac{1}{2}$ 負担の	無	下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項
		県単下水道事業		$\frac{1}{2}$	無	

第100号議案（関係分）、第109号～第110号議案、第116号議案

令和7年度土木部9月補正予算案について

1. 補正の概要

- （1）道路や河川等の国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示等に伴う補正
- （2）島根半島震災対策事業の実施に伴う補正
- （3）県管理道路上の道路照明柱の緊急点検や道路の舗装・区画線の修繕に伴う補正
- （4）翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正

2. 歳出補正額 1,340 百万円 （注）流域下水道事業会計を除く
 うち一般会計 1,307 百万円
 特別会計 33 百万円

3. 補正内容

（1）歳出事業

1）公共事業 （注）流域下水道事業会計を含む

【補正項目】

- ① 補助公共事業費 1,043 百万円
- ② 県単公共事業費 ▲137 百万円
- ③ 維持修繕費 457 百万円
- ④ 受託事業費 63 百万円

2）その他の事業 （注）流域下水道事業会計を除く

【主な補正項目】

- ① 県営住宅特別会計の公債費 50 百万円
 - ・ 公債費の繰上償還に伴う補正
- ② 県営住宅特別会計の予備費 13 百万円
 - ・ 令和6年度決算の確定に伴う予備的経費の補正
- ③ 職員給与費 ▲13 百万円
 - ・ 人事異動後の現員現給の反映

(2) 債務負担行為補正 2,599 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち追加分 854 百万円

変更分 1,745 百万円

- ・道路や河川事業等における事業進捗や計画変更に伴う追加及び変更

(3) 流域下水道事業会計

- ・社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示及び人事異動後の現員現給の反映に伴う補正

令和7年度9月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C = A + B)	比較 (C / A)
土木総務課	2,943,588	4,257	2,947,845	100.1%
技術管理課	467,874	19,378	487,252	104.1%
用地対策課	4,124,148	▲ 4,699	4,119,449	99.9%
道路維持課	14,189,338	1,504,790	15,694,128	110.6%
道路建設課	15,289,906	▲ 1,134,007	14,155,899	92.6%
高速道路推進課	4,705,774	▲ 3,530	4,702,244	99.9%
河川課	10,970,792	283,040	11,253,832	102.6%
斐伊川神戸川対策課	240,170	10,258	250,428	104.3%
港湾空港課	6,259,527	16,013	6,275,540	100.3%
砂防課	9,198,200	199,738	9,397,938	102.2%
都市計画課	4,074,673	409,666	4,484,339	110.1%
下水道推進課	794,439	553	794,992	100.1%
建築住宅課	1,206,643	1,451	1,208,094	100.1%
一般会計合計	74,465,072	1,306,908	75,771,980	101.8%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
619,456	0	44,434	339,700	138,050	165,268	1,306,908

2. 特別会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C = A + B)	比較 (C / A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,182,759	985	1,183,744	100.1%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,281,179	32,297	3,313,476	101.0%
特別会計合計	4,463,938	33,282	4,497,220	100.7%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
▲ 7,699	▲ 462	0	▲ 22,600	835	63,208	33,282

令和7年度9月補正予算案 債務負担行為補正 (流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 2, 598, 979千円 (追加: 854, 203千円、変更: 1, 744, 776千円)

〔一般会計:追加分〕

事 項 (事 業)	期間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇所・概要	位 置
道路橋梁照明維持費	8	187,000	(国)184号外 道路照明柱点検 187,000千円	全県
河川総合開発事業費	8～9	190,000	矢原川ダム ダム本体設計、水理模型実験 190,000千円	浜田市
ダムメンテナンス事業費	8～9	400,000	八戸ダム ダム管理用制御設備更新 400,000千円	江津市
河川メンテナンス事業費	8	10,000	奥田川排水機場 排水機場機器更新 10,000千円	雲南市
県単空港事業費	7～9	47,203	出雲空港 出雲空港ターミナルビル非常用発電機器更新 47,203千円	出雲市
県単地すべり対策事業費	8	20,000	深山地区 排土工、簡易吹付法砕工 20,000千円	出雲市

〔一般会計:変更分〕

※「限度額」欄の括弧書きは、補正前の限度額

事 項 (事 業)	期間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇所・変更内容	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	8	5,915,000 (5,235,000)	(一)桜江旭インター線 勝地大橋 橋梁耐震工(下部工) 0千円→85,000千円(+85,000千円)	江津市
			(主)桜江金城線 市山A工区 橋梁上部工、取付補強土壁 170,000千円→210,000千円(+40,000千円)	江津市
			佐陀川 地盤改良工 0千円→20,000千円(+20,000千円)	松江市
			玉造西1地区 掘削工、吹付法砕工 0千円→40,000千円(+40,000千円)	松江市
			ほか12件	
社会資本整備総合交付金事業費	8～9	2,310,000 (1,710,000)	(主)安来木次線 切川2工区 擁壁工 0千円→600,000千円(+600,000千円)	安来市
道路橋梁維持修繕費	7～8	1,503,000 (1,498,000)	(国)184号外 道路パトロール外部業務 144,000千円→149,000千円(+5,000千円)	全県
道路橋梁維持修繕費	7～9	225,000 (209,000)	(国)184号外 道路パトロール外部業務 209,000千円→225,000千円(+16,000千円)	全県
大規模特定河川事業費	8	560,000 (290,000)	湯谷川 橋梁下部工、橋梁上部工 0千円→270,000千円(+270,000千円)	出雲市
受託事業費	8	140,000 (120,000)	佐陀川 地盤改良工 0千円→20,000千円(+20,000千円)	松江市
ダムメンテナンス事業費	8	466,000 (416,000)	美田ダム ITV監視設備更新 0千円→50,000千円(+50,000千円)	西ノ島町
県単空港事業費	7～8	76,776 (23,000)	出雲空港ターミナルビル空調チラー更新 0千円→53,776千円(+53,776千円)	出雲市
特定土砂災害対策推進事業費	8	190,000 (140,000)	大谷地区 抑止杭工 0千円→30,000千円(+30,000千円)	出雲市
			ほか1件	

令和 7 年度 9 月補正予算案 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ① 営業外収益 45,600 千円
・社会資本整備総合交付金の増
- ② 営業費用 31,133 千円
・交付金事業の増
・職員給与実績に合わせた給与費の増

(2) 資本的収支

- ① 国庫補助金 110,590 千円
- ② 建設改良費 105,310 千円
・防災・安全交付金事業等の国の予算内示に伴う増

2. 収支見込み

令和7年度流域下水道事業会計予算収支(9月補正後)

(単位：千円、税込み)

科 目 等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概 要 等 (単位：百万円)
収益的収支	流域下水道事業収益				
	営業収益	2,303,772	0	2,303,772	
	営業外収益	2,540,641	45,600	2,586,241	社会資本整備総合交付金 45 一般会計からの補助金 1
	収益計(a)	4,844,413	45,600	4,890,013	
	流域下水道事業費用				
	営業費用	4,960,190	31,133	4,991,323	交付金事業 20 職員給与費 11
	営業外費用	181,961	0	181,961	
	予備費	2,000	0	2,000	
	費用計(b)	5,144,151	31,133	5,175,284	
収 支(a-b) (当期損益)		▲ 299,738 (▲ 201,003)	14,467 (17,848)	▲ 285,271 (▲ 183,155)	() は税抜き

科 目 等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概 要 等 (単位：百万円)
資本的収支	資本的收入				
	企業債	955,734	1,700	957,434	
	国庫補助金	260,500	110,590	371,090	社会資本整備総合交付金 8 防災・安全交付金 93 管路特別重点調査補助金 10
	他会計補助金	381,204	▲ 400	380,804	一般会計からの補助金
	建設費負担金	865,450	▲ 2,640	862,810	
	収入計(c)	2,462,888	109,250	2,572,138	
	資本的支出				
	建設改良費	2,085,533	105,310	2,190,843	交付金事業 195 県単事業 ▲ 90
	企業債償還金	574,336	0	574,336	
	予備費	5,000	0	5,000	
	支出計(d)	2,664,869	105,310	2,770,179	
	補 填(e)	201,981	▲ 3,940	198,041	損益勘定留保資金 ほか
収 支(c-d+e)		0	0	0	

3. 債務負担行為補正

令和7年度9月補正予算案 債務負担行為（流域下水道事業）

債務負担行為の設定 2,402,475千円（うち追加 なし、変更 50,000千円）

事 項（事業）	期間 （年度）	限度額 （千円）	備 考
汚泥処分業務	R7～R9	474,975	
東部処理区幹線管渠調査・点検業務	R7～R8	60,000	
東部処理区マンホール更生工事（M2－12）	R8	75,000	
東部浄化センター造粒脱リン電気計装設備更新工事	R8	292,500	
東部浄化センター2－2生物反応槽及び2系最初沈殿池改築工事	R8～R9	980,000	
東部浄化センターNo.1遠心汚泥脱水機定期修繕工事	R8	60,000	
東部浄化センター3－3系最終沈殿池汚泥掻寄機修繕工事	R8	60,000	
西部処理区幹線管渠調査・点検業務	R7～R8	60,000	
西部処理区マンホール更生工事（M18－1）	R8	155,000 （ 105,000 ）	変更
西部浄化センター水処理設備改築工事	R8	50,000	
西部浄化センターNo.4ブロワー電動機修繕工事	R8	135,000	
計		2,402,475 （ 2,352,475 ）	

※括弧書きは、変更前の期間、限度額

令和7年度9月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位: 百万円

事業区分 \ 予算区分			補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)	
公共（改良系）	補助公共	道 路	16,064	▲ 315	15,749	98%	
		河川・ダム	2,747	386	3,133	114%	
		砂 防	2,064	283	2,347	114%	
		港湾・空港	2,632	25	2,657	101%	
		街路・公園	2,525	498	3,023	120%	
		下 水 道	435	196	631	145%	
		住 宅	761	▲ 30	731	96%	
		文化財調査	26		26	100%	
		災 害 関 連	1,411		1,411	100%	
		補助公共計	28,665	1,043	29,708	104%	
	県単公共	道 路	1,322	152	1,474	111%	
		河川・ダム	1,781	▲ 119	1,662	93%	
		砂 防	466		466	100%	
		港湾・空港	1,292	▲ 4	1,288	100%	
		街路・公園	445	▲ 76	369	83%	
		下 水 道	1,647	▲ 90	1,557	95%	
		住 宅	194		194	100%	
		地域整備促進等	530		530	100%	
		災 害 関 連	1,596		1,596	100%	
		県単公共計	9,273	▲ 137	9,136	99%	
公共計			37,938	906	38,844	102%	
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	2,631	160	2,791	106%	
		補助維持修繕計	2,631	160	2,791	106%	
	県単維持修繕	道 路	6,940	345	7,285	105%	
		河川・ダム	1,820	▲ 5	1,815	100%	
		砂 防	575	▲ 48	527	92%	
		港湾・空港	118	5	123	104%	
		地域整備促進	1,000		1,000	100%	
		県単維持修繕計	10,453	297	10,750	103%	
	維持修繕費計			13,084	457	13,541	103%
	公共＋維持修繕費			51,022	1,363	52,385	103%
直 轄 負 担 金			6,212		6,212	100%	
災 害 復 旧 費			5,105		5,105	100%	
受 託 事 業 費			1,013	63	1,076	106%	
総 合 計			63,352	1,426	64,778	102%	

注 1) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。

2) 港湾、住宅には、特別会計計上分を含む。

3) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。

4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

主 な 事 業 項 目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	公共事業 (島根半島震災 対策事業のうち、 道路の法面・ 落石対策等)	476,600	島根半島において地震による孤立 発生時に救助・救援活動を円滑に行う ため、道路の法面・落石対策等を実施 ①道路の法面・落石対策 ②道路の法面・落石対策(定期点検) ③防護柵・防護網等の維持修繕 ④道路の維持管理	道路維持課
2	公共事業 (島根半島震災 対策事業のうち、 県道及び市 道の改良)	93,600	島根半島において地震による孤立 発生時に救助・救援活動を円滑に行う ため、道路の改良を実施 ①市道 福浦法田線整備 ②県道 七類雲津長浜線整備 ③県道 斐川一畑大社線整備 ④市道 多井釜浦塩津線整備	道路建設課
3	公共事業 (道路照明柱の 緊急点検)	88,000	県管理道路上の道路照明柱の緊急 点検を実施 [対象施設] 県管理道路の照明柱 8,063 本 [実施期間] R 7～8 年度 [点検方法] ①一次点検 外観目視、打音調査、支柱内 部の目視点検 ②二次点検 一次点検で異常ありと判明 したものに対し、板厚調査を実 施 [債務負担行為] 187,000 千円(R 8 年度実施分)	道路維持課 港湾空港課

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
4	公共事業 (道路の舗装・ 区画線修繕)	147,800	連続テレビ小説「ばけばけ」等を契 機に自動車で訪れる県外客等が安全 に運転できるよう、国土交通省、松江 市及び出雲市と連携し、交通量の多い 道路の舗装及び区画線の修繕を実施 するための予算を増額 [実施区間] 松江城及び出雲大社周辺	道路維持課

道路の舗装・区画線・道路標示修繕事業（公共事業）

1. 事業の概要

令和7年9月29日から、NHK朝の連続テレビ小説「ばけばけ」が放送されることを契機に、松江城や出雲大社の周辺へ県内外から多くの観光客が訪れることが見込まれる。特に、県外から自動車で訪れる観光客等が安全に運転できるように、県（土木部・警察本部）と他の道路管理者（国土交通省、松江市、出雲市）が連携して、交通量の多い道路の舗装や区画線・道路標示の修繕を一体的に実施。

2. 対象区域

松江城 及び 出雲大社の周辺【別添参照】

3. 9月補正額 147,800千円

（単位：千円）

部局	項目	事業費
土木部	区画線修繕	75,000
	舗装修繕	72,800
	小計	147,800
警察本部	道路標示	82,955
合計		230,755

【参考】島根県路面標示等連絡調整会議について

路面標示の維持管理を管理者が相互に連携しながら実施するために、道路管理者と警察等で構成する連絡調整会議を令和7年9月3日に立ち上げた。

（1）構成員

国土交通省（松江国道事務所、浜田河川国道事務所）、島根県、島根県警、西日本高速道路株式会社

※ 第1回の会議にはオブザーバーとして市町村から松江市、出雲市が参加。

その他の市町村についても、今後、オブザーバーとして参加するよう声掛けを行っていく。

（2）会議の内容

①同時施工の推進（道路管理者と警察の連携）

道路管理者と警察が連携し、路面標示の修繕を同時に施工するなど、道路交通への影響を最小限にしつつ、効率的に更新を進める。

②松江城及び出雲大社の周辺における取り組み

交通量の多い 松江城 及び 出雲大社の周辺において、各道路管理者と警察が連携して路面標示の修繕を実施する。

③路面標示の劣化状況のモニタリング

路面標示の修繕を実施した箇所において、劣化状況等をモニタリングし、塗料の種類（溶融式とペイント式）に応じた塗り替え頻度等を検証する。

松江城周辺 舗装・区画線修繕箇所

別添①



修繕箇所（区画線）
一般県道松江しんじ湖温泉停車場線

修繕箇所（区画線）
主要地方道松江鹿島美保関線

修繕箇所（区画線）
主要地方道松江島根線

修繕箇所（区画線）
一般県道本庄福富松江線

修繕箇所（区画線）
主要地方道松江鹿島美保関線

修繕箇所（区画線）
主要地方道松江停車場線

修繕箇所（区画線）
主要地方道松江木次線

修繕箇所（舗装）
一般県道本庄福富松江線
1箇所

修繕箇所（区画線）
主要地方道松江島根線

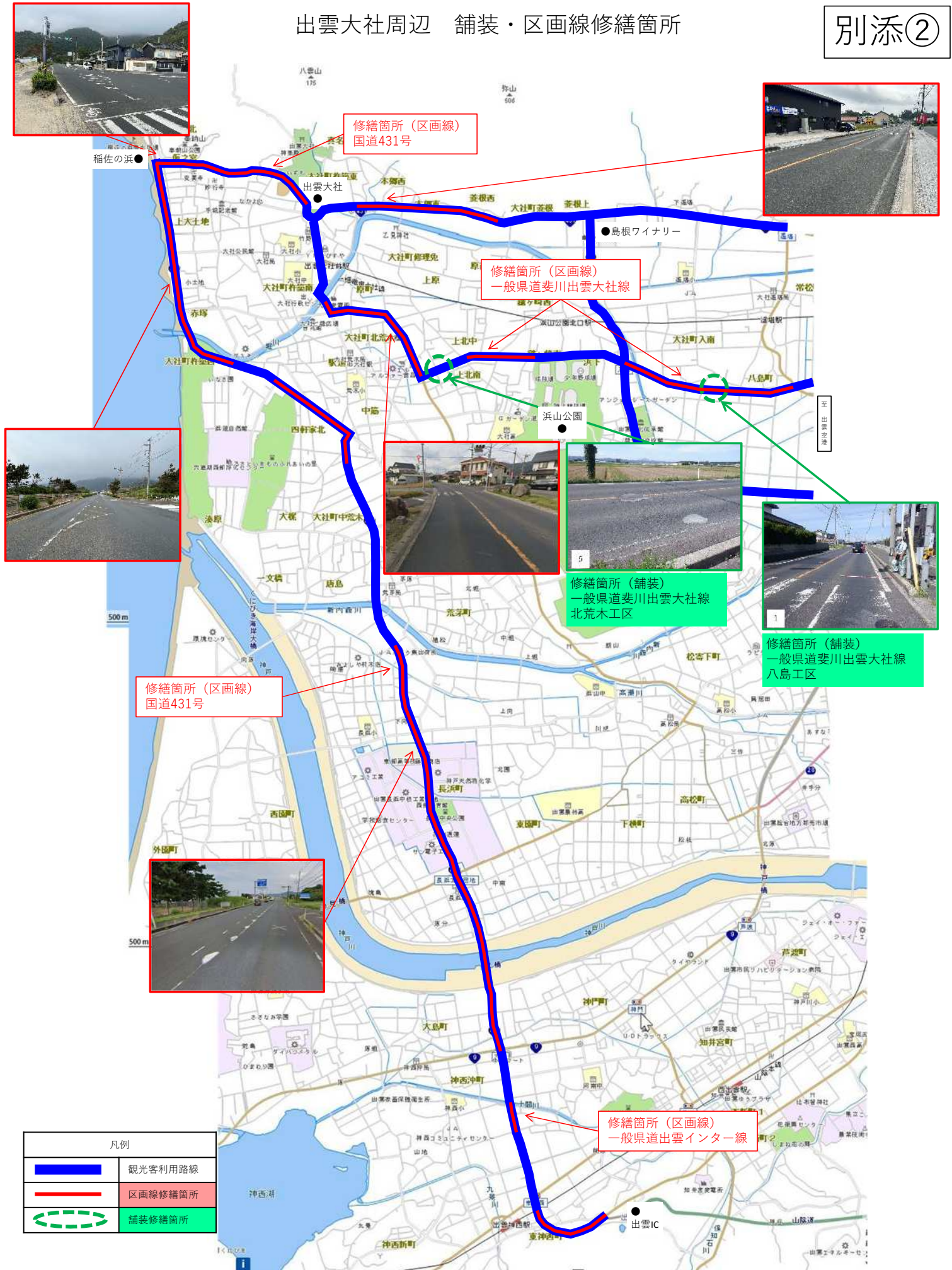


修繕箇所（舗装）
主要地方道松江鹿島美保関線
2箇所

凡例	
	観光客利用路線
	区画線修繕箇所 (島根県)
	区画線修繕箇所 (国、松江市)
	舗装修繕箇所

出雲大社周辺 舗装・区画線修繕箇所

別添②



三瓶ダムの管理用水力発電設備の更新にかかる民間活用について

1. 経緯

- ・三瓶ダムでは、ダムの維持管理に必要な電力を供給するため、管理用水力発電設備を設置している
- ・この設備は運転開始から約30年が経過することから、今後、経年劣化等による故障の発生や交換部品の安定的な確保への懸念があり、設備更新が必要な時期を迎えている
- ・一方で、近年の物価高騰等の影響から更新費用が高額となり、財政的負担が大ききことが課題となっている
- ・このため、他県での先行事例の調査結果を踏まえ、民間活用による設備更新を行う方向で、令和7年9月から民間事業者の公募に向けた手続きに着手した

2. 民間活用の内容

- ・公募型プロポーザル方式により民間事業者（単独またはグループ）を選定
- ・民間事業者は、自らの負担により発電設備の建設（更新）、維持管理、運営の一切を行う
- ・発電した電力は、ダム管理用電力に優先的に供給（無償）し、余剰電力は売電により民間事業者の収益となる

3. 想定スケジュール

実施方針※の公表	令和7年 9月
募集要項の公表	令和7年12月
事業者の選定	令和8年 7月
契約締結	令和8年 9月

※実施方針：民間事業者が事業参加を検討するための基礎となる情報について定めるもの

実施方針公表後、民間事業者からの意見を確認した上で、応募条件等の詳細を定めた募集要項に反映

【参考】

三瓶ダム管理用水力発電設備の概要

項目	内容	備考
運転開始年度	H8	
最大使用水量(m ³ /s)	1. 2	
最大出力(kW)	250	
発電電力量(MWh/年)	1, 149	直近3ヶ年の平均(R4～R6)
自家消費電力量(MWh/年)	278	〃
余剰電力量(MWh/年)	871	〃

三瓶ダム管理用水力発電所（写真）



第5回 出雲空港利用者利便向上協議会 交通・駐車場部会について（R7.9.19開催）

1 部会の概要

出雲空港の駐車場において、ターミナルビル付近の長期駐車抑制が課題となっていることから、出雲空港利用者利便向上協議会の専門部会を開催し、出雲空港における駐車場の対応策について検討を行う。

2 部会の構成員

大阪航空局、JAL、ターミナルビル会社、出雲空港内タクシー協議会、一畑交通、一畑トラベルサービスなどの空港関係者、斐川商工会、松江市、出雲市、島根県の関係機関の17の組織

3 部会の経過

令和5年9月26日 第1回交通・駐車場部会（現状把握、課題の共有）

令和6年2月21日 第2回交通・駐車場部会（対応策の素案提示）

7月1日 出雲空港駐車場管理規程施行

駐車場毎の駐車可能日数等を規定

・第1、第2、第3駐車場 ⇒ 3日以内

・東、公園駐車場等 ⇒ 14日以内

11月14日 第3回交通・駐車場部会（対応策の検討状況報告）

令和7年2月26日 第4回交通・駐車場部会（対応策の方針提示）

空港連絡バスの運賃改定による影響を8月まで検証

4 第5回部会での主な検討内容

(1) 駐車場管理規程効果検証

- ・駐車場管理規程施行後の利用状況について共有【参考1】

(2) 対応策の方針

- ・有料化の検討

5 検討結果

有料化について

- ・空港連絡バスの運賃改定（令和7年3月1日～）後のバスの利用状況に大きな変化は確認されていない。
- ・駐車場の状況として、慢性的な満車状態は改善しているが、令和7年8月については乗降客数の増加により前年と比べて駐車場毎では満車日数等が増加しており、今後の利用状況を注視する必要がある。
- ・また、10月に運用開始予定のナンバー認識カメラによる効果も確認する必要があることから、3カ月程度検証期間を延長し、令和8年1月下旬に第6回交通・駐車場部会を開催し結論を出す。【参考2】

出雲空港駐車場の利用状況（第1～第3駐車場）＜満車状況＞ 管理規程施行（R6.7.1～）

※R7.7はナンバー認識カメラ設置工事によりデータ欠測

① 第1、2、3駐車場（全ての駐車場が同時に満車）



施行前の3ヶ月間 満車日数18日、満車時間90時間
⇒施行後の13ヶ月間 満車日数 7日、満車時間20時間

③ 第2駐車場のみ（66台）



施行前の3ヶ月間 満車日数26日、満車時間161時間
⇒施行後の13ヶ月間 満車日数16日、満車時間 79時間

② 第1駐車場のみ（456台）



施行前の3ヶ月間 満車日数18日、満車時間114時間
⇒施行後の13ヶ月間 満車日数10日、満車時間 39時間

④ 第3駐車場のみ（75台）



施行前の3ヶ月間 満車日数20日、満車時間206時間
⇒施行後の13ヶ月間 満車日数20日、満車時間157時間

出雲空港駐車場の利用状況（第1～第3駐車場）

管理規程施行（R6. 7. 1～）

※R7. 7はナンバー認識カメラ設置工事によりデータ欠測

① 入出庫台数 ※1日当たりの平均入出庫台数

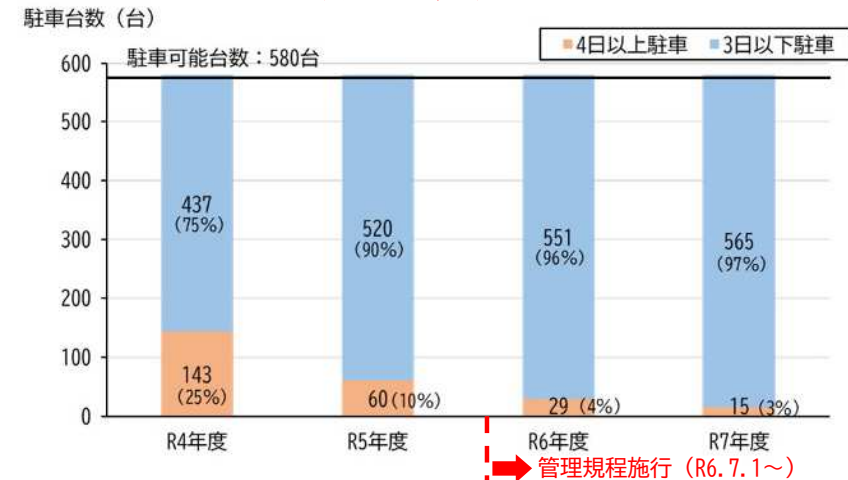
駐車車両の入れ替わりが増加



→ 管理規程施行（R6. 7. 1～）
 施行前の3ヶ月間 792台～896台
 → 施行後の13ヶ月間 863台～1,275台

② 長期駐車台数 ※4日以上長期駐車

R5年度に比べ長期駐車が減少

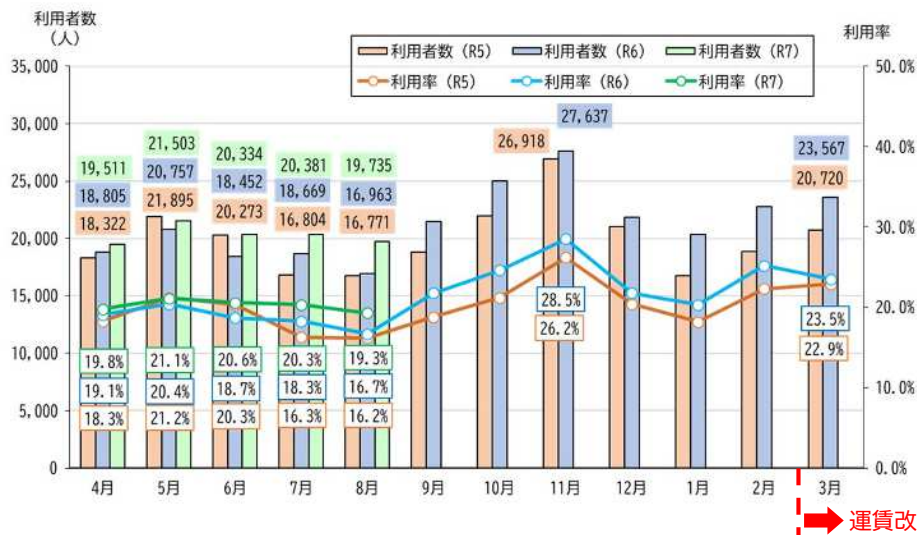


→ 管理規程施行（R6. 7. 1～）
 施行前のR5年度 60台
 → 施行後のR7年度 15台

空港連絡バスの利用状況

運賃改定（R7. 3. 1～）

○ 全路線合計



→ 運賃改定（R7. 3. 1～）

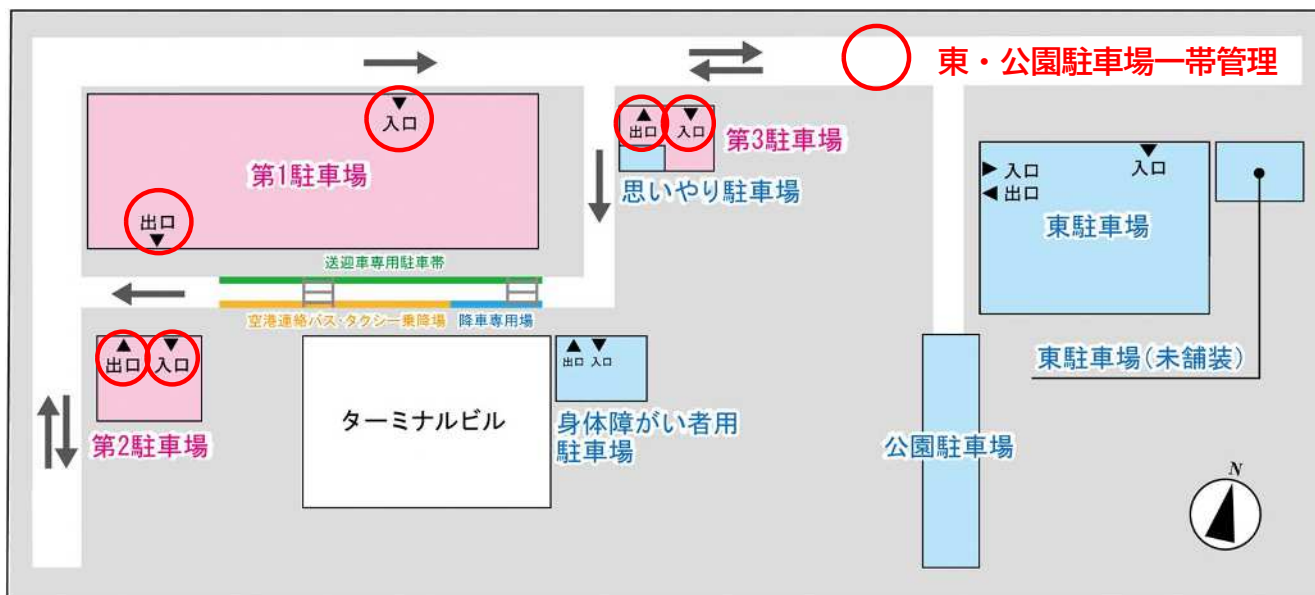
（参考） 定期便乗降客数



ナンバー認識カメラの設置

令和7年10月3日から運用開始予定

車両の入出場を常時把握するため、各駐車場の出入り口にカメラを設置する。



【ナンバー認識カメラ設置箇所】



第3駐車場入口



第3駐車場出口



東・公園駐車場一帯管理

大規模下水道管路の全国特別重点調査の結果について

1. 経緯

- (1) 令和7年1月28日 埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因する道路陥没事故が発生
- (2) 令和7年3月18日 国土交通省は道路陥没事故の再発防止のため「全国特別重点調査」の実施を自治体に要請
- (3) 令和7年5月～7月 調査実施
- (4) 令和7年9月17日 国ホームページで全国の調査結果を公表（優先箇所）

2. 県流域下水道の対象箇所

重点調査箇所：設置から30年以上経過した内径2メートル以上の管路【5.9km】

優先箇所：重点調査箇所のうち過去の調査で腐食が確認された未対策箇所【4.2km】



3. 優先箇所（4.2km）の調査結果

- (1) 自走式テレビカメラによる管路内調査【速やかな対策が必要な損傷等なし】

- ・調査延長：4.2km

- ・調査結果：緊急度Ⅱ

要対策延長：1.1km

※要対策延長は漏水が確認された箇所の積上延長

緊急度区分	対応内容
I	速やかな対策（原則1年以内）を実施
II	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施
I・II以外	—

- (2) 路面下空洞調査（簡易貫入試験及び微動探査）

緊急度Ⅱに該当したため、空洞調査を実施→2箇所を実施し、「空洞なし」と判断

4. スケジュール

令和8年2月 優先箇所以外の結果を国土交通省へ報告

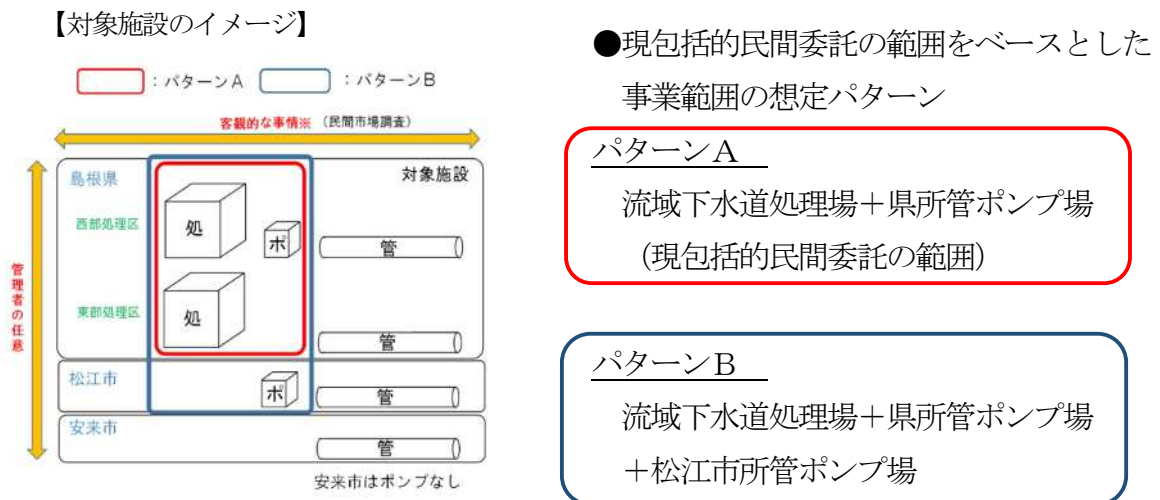
※対策方法等については、今後国から示される予定であり、国の動向を踏まえ対応する。

宍道湖流域下水道事業におけるウォーターPPP導入の検討状況について

1. 経緯と現状

- (1) 国土交通省は污水管の改築について令和9年度以降W-PPP導入を交付金の要件化
- (2) 現在の流域下水道処理場の維持管理は、包括的民間委託契約が令和8年度までとなっていることもあり、令和9年度導入に向けて検討を開始
- (3) 令和6年度から導入可能性調査の業務委託を実施中

2. 現在の状況



※出雲市は出雲市施設全体での導入を検討するため連携対象外

※管路を外すこととした場合、安来市は連携対象外となる。

(1) 民間市場調査の実施（民間事業者の意向把握と事業範囲の整理）

令和7年7月16日 事業者への説明会→アンケートの実施（31社からの回答）

【アンケート調査結果概要】

- ・流域下水道のW-PPP導入に対する参入意欲は高い。【64%】(20/31社)
- ・管路を含めないことに賛成する企業が多かった。【84%】(26/31社)

(2) 松江市との協議実施

アンケート結果を含め協議した結果、「パターンA（県施設のみ）」を対象としてW-PPP導入検討を進めることとした。

【松江市は管路を含んだ市施設全体（集落排水施設等含む）への導入を検討予定】

⇒ 民間市場調査結果及び関連市との協議結果をふまえ、パターンAを対象とした導入評価を実施した上で方針を正式決定

3. スケジュールについて

- 令和7年11月 PPP/PFI手法導入検討会議→正式決定（公表）
- 令和8年度 W-PPP発注準備
- 令和9年度以降 W-PPP導入（導入時期は精査中）